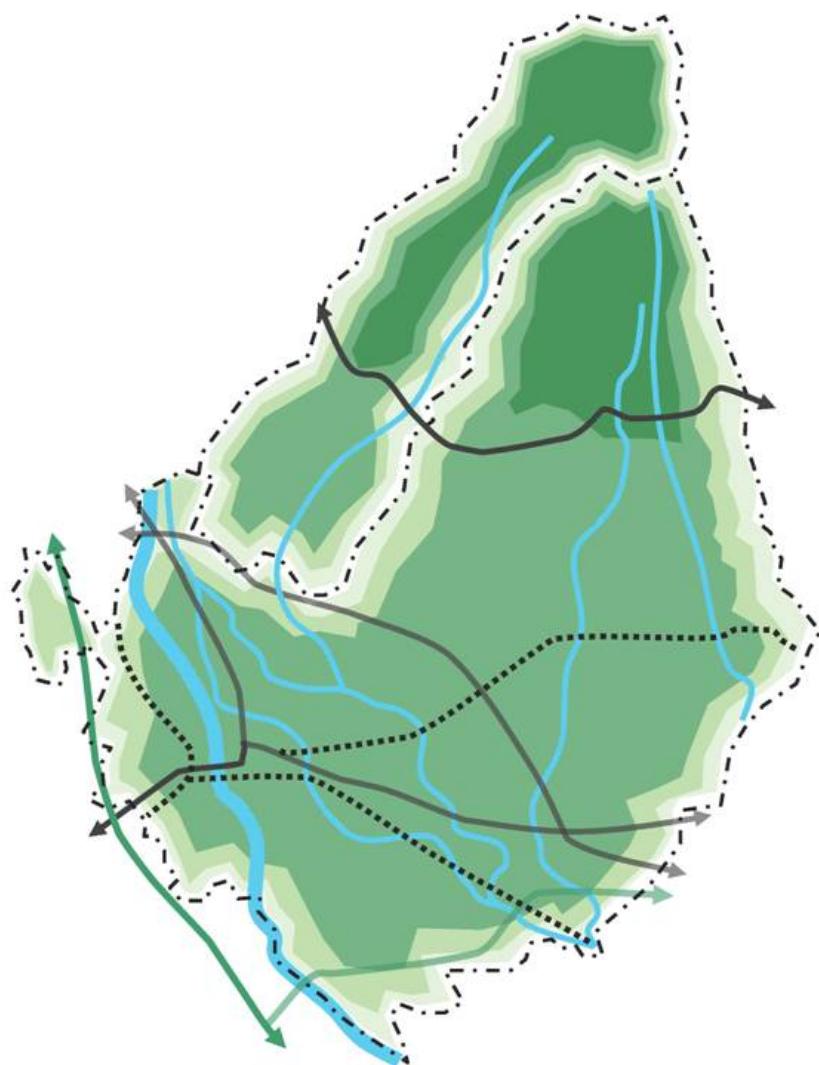


前橋市・富士見村
合併まちづくり事業計画
—新市基本計画(案) —



平成20年 月
前橋市・富士見村合併協議会

目 次

I 計画の構成 ······	1 頁
1 計画の趣旨	
2 計画の構成	
3 計画の期間	
II 合併の必要性と効果 ······	2 頁
1 生活圏の拡大	
2 人口構造の変化	
3 地方分権への対応	
4 合併によるサービスの拡大	
III 新市の概要 ······	8 頁
1 人口・面積	
2 両地域の概要	
IV まちづくりの基本方針 ······	11 頁
1 将来都市像及び基本方針	
2 土地利用	
V まちづくり計画・新市の施策 ······	15 頁
1 都市基盤・安全安心	
2 環境	
3 健康・福祉	
4 産業	
5 教育・文化	
6 行政	
VI 公共的施設の統合整備 ······	36 頁
VII 財政計画 ······	37 頁
VIII 計画推進のために ······	38 頁
1 住民参加によるまちづくり	
2 成果主義による確認	
3 健全な財政運営（国等の支援措置の有効活用）	

I 計画の構成

1 計画の趣旨

新市基本計画は、前橋市と富士見村の総合計画を踏まえて作成するもので、合併による財政支援措置を有効に活用した新市における「まちづくりの主要事業」を、行財政の効率的な運営体制を確立しながら実施し、合併後の速やかな一体性を促進するとともに、住民福祉の向上を図るための具体的な施策の方向を示すものです。

2 計画の構成

I 計画の構成

II 合併の必要性と効果

III 新市の概要

IV まちづくりの基本方針

V まちづくり計画・新市の施策

VI 公共的施設の統合整備

VII 財政計画

VIII 計画推進のために

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成21年度から平成31年度までの11か年とします。

II 合併の必要性と効果

1 生活圏の拡大

昭和の市町村合併から約50年が経過する中で、情報通信手段や交通手段の発達などにより、私たちの生活圏は拡大しており、地域間の結びつきが強まっています。

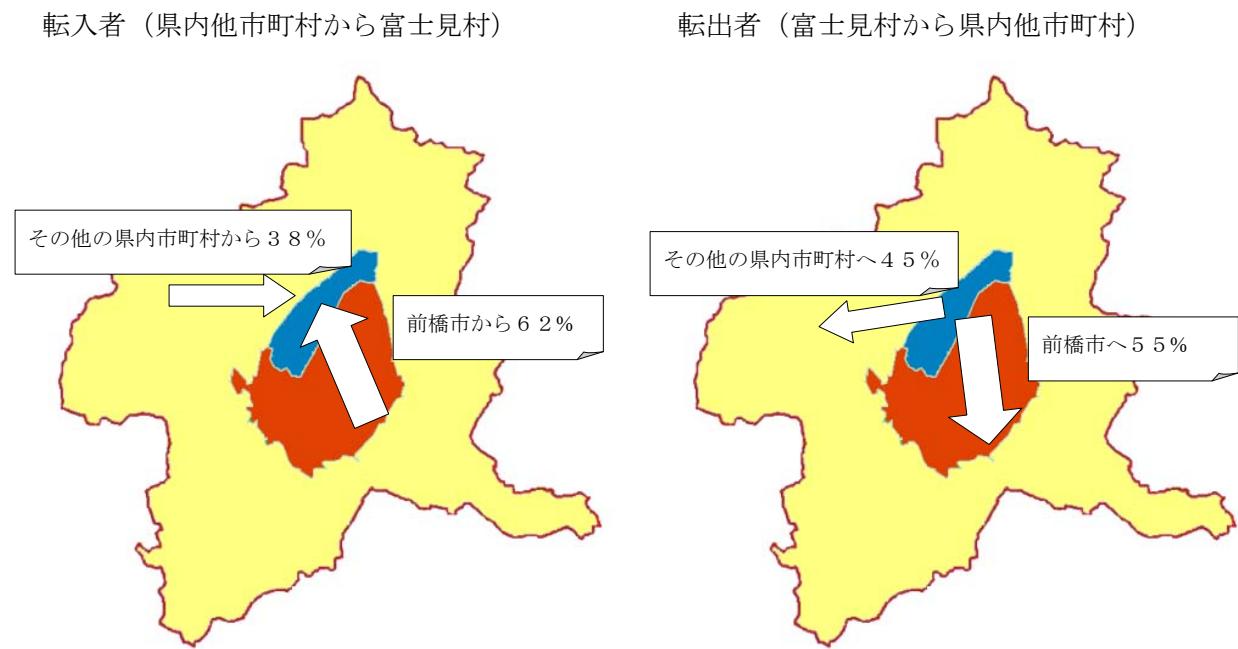
例えば、富士見村では居住地から県内他市町村への通勤、通学者の内、前橋市が70%以上と高くなっています。(平成17年国勢調査)

両市村間の転居による人口移動も活発で、県内転入者では、富士見村への転入者の62%を前橋市が占めています。

前橋市においても、富士見村からの転入者が、高崎市、伊勢崎市、渋川市に次いで多く、人口規模で比較すると最も高い割合になっています。(平成19年群馬県移動人口調査結果(年報))

このように、住民の生活圏が一体化し、深いかかりがある中で、従来の市町村の区域を越えた行政需要もますます増大しており、公共サービスの受益の範囲は、その納税される枠を越えて広がっています。合併により、これまで別々に実施してき

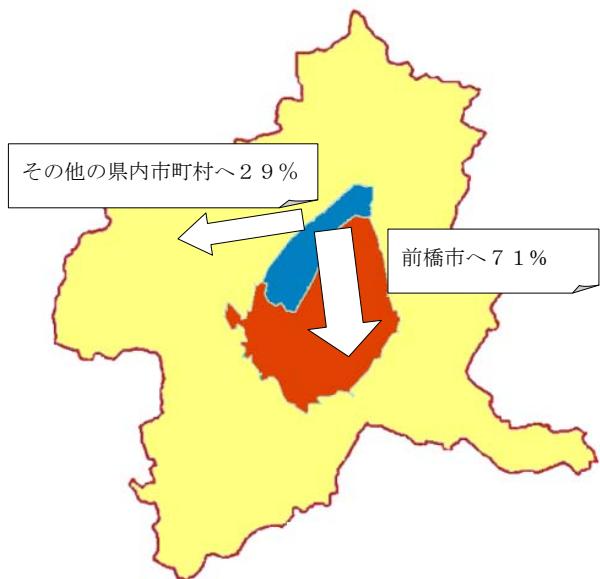
た各種事業の一体的かつ効率的な実施が可能となり、例えば、道路整備などにおいても、より広い視野に立った視点から、実際の生活圏に即した施策を展開できることになります。



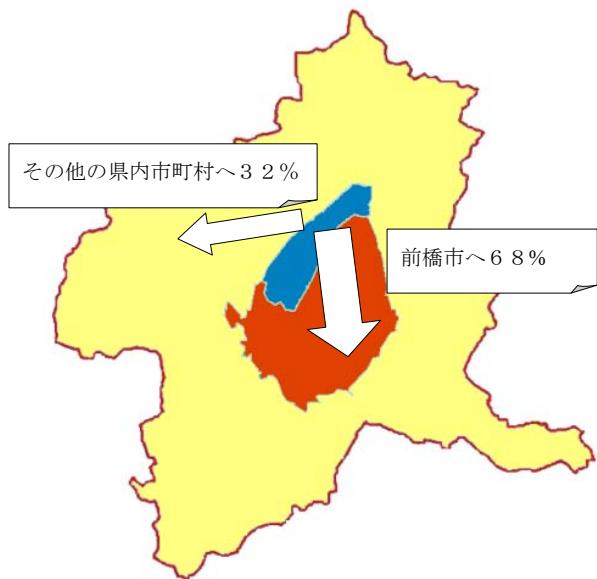
前橋市と富士見村間の引越しの状況（群馬県移動人口調査）

年間移動人口	前橋市から 富士見村へ	富士見村から 前橋市へ	備考
平成17年	527人	353人	富士見村の県内転入者の60%以上が前橋市から移動。
平成18年	370人	393人	平成18年は、「富士見村から前橋市へ移動した人数」が「前橋市から富士見村へ移動した人数」を上回り、従前の移動傾向の変化が伺える。
平成19年	404人	328人	

通勤者（富士見村から県内他市町村）



通学者（富士見村から県内他市町村）



前橋市と富士見村の通勤・通学交流状況（平成17年国勢調査）

前橋市から富士見村へ通勤・通学	1, 309人	前橋市県内他市町村通勤・通学者総数は、40,089人
富士見村から前橋市へ通勤・通学	5, 810人	富士見村県内他市町村通勤・通学者総数は、8,196人

2 人口構造の変化

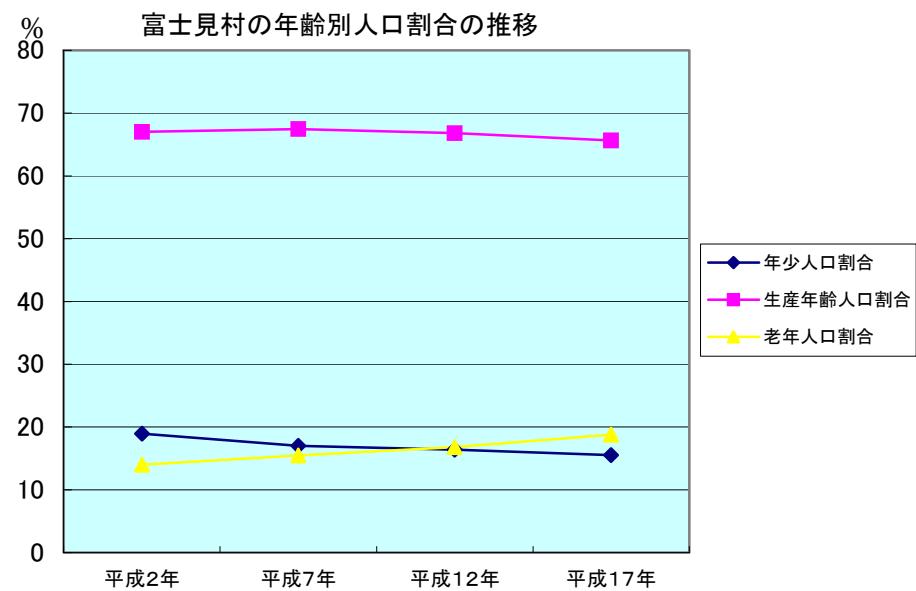
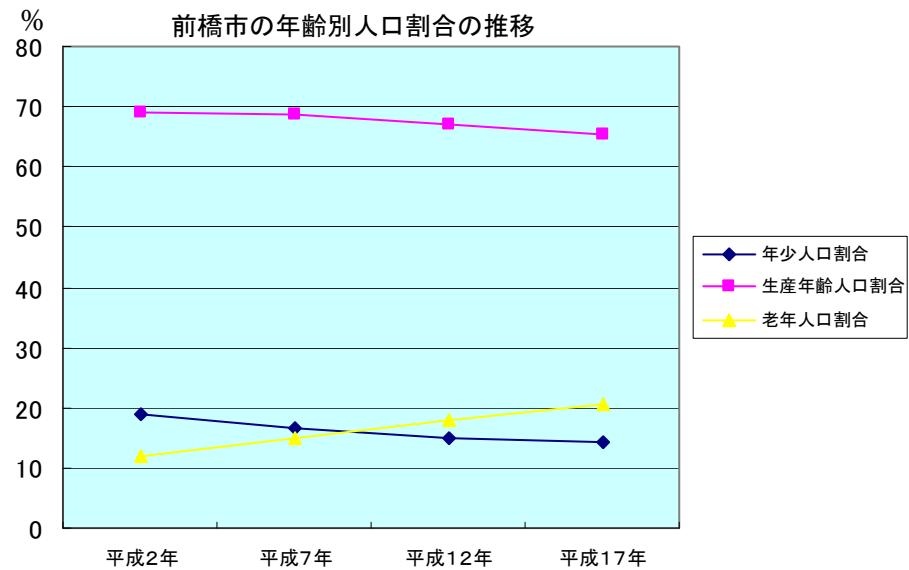
日本の人口は、2005年にピークを迎え、人口減少社会に突入し、少子高齢社会が進んでいます。

前橋市と富士見村においてもその例外ではなく、両市村とも年々年少人口と生産年齢人口の割合が減少し、老人人口の割合が増加しており、今後も更に減少、増加するものと考えられます。

少子高齢社会では、税金を負担する就労人口が減り、保健や福祉に要する経費が増大することになります。

こうした状況に備え、住民の暮らしを守るため、多くの人たちで広く負担しあい、行政サービス水準の維持・向上に向けて、市町村合併により行財政基盤を強化する必要があります。

前橋市と富士見村の年齢別人口割合（国勢調査）



※数値は、各年とも国勢調査結果

※年少人口とは、15歳未満の人口

※生産年齢人口とは、15～64歳の人口

※老人人口とは、65歳以上の人ロ

3 地方分権への対応

住民に最も身近な市町村は、多様化した住民の要望（住民ニーズ）にこたえるため、住民とともに地域が必要とする施策を立案し、自主的、自立的に実施する体制を強化することが、これまで以上に求められています。

このため、市町村合併により全体として職員数を見直し、また、国や県の合併による財政支援を有効に活用し、行財政基盤の強化及び健全化を図りながら、住民サービスを向上させるための専門的な組織体制を整えていく必要があります。

4 合併によるサービスの拡大

富士見村には、合併により福祉・教育・産業など、様々な分野で前橋市が実施している多くの行政サービスが新たに適用されるようになります。

また、両市村にある体育施設、文化施設、福祉施設など、利用する施設の選択、活用の幅が広がるとともに、広域的な視点で施設の整備、統合を進めることができます。

III 新市の概要

1 人口・面積

新市の人団 340, 904人

新市の面積 311. 64 km²

年齢別人口・就業人口の合計（国勢調査）

区分	平成12年	平成17年	平成12年・17年比較
総人口	341, 738人	340, 904人	△834人
年齢別	年少人口 (0~14歳)	51, 564人 15%	48, 545人 14% △3, 019人 △1%
	生産年齢人口 (15~64歳)	229, 212人 67%	222, 641人 65% △6, 571人 △2%
	老人人口 (65歳以上)	60, 962人 18%	69, 718人 21% 8, 756人 3%
	就業人口	172, 384人	167, 434人 △4, 950人
産業別	第1次産業	10, 152人	9, 458人 △694人
	第2次産業	47, 420人	41, 348人 △6, 072人
	第3次産業	114, 812人	116, 628人 1, 816人

2 両地域の概要

(1) 前橋市地域

前橋市地域は、経済・福祉・医療・教育等の多様な都市機能が整っているとともに郊外に田園や畠などの緑が広がり、豊かな自然環境と都会的なぎわいが共存しています。

面積は241. 22 km²、人口は318, 584人を数えます。

前橋市が、群馬県の県都として、また、北関東の中核都市

として発展を遂げた背景には、市町村合併の歴史があります。昭和29年に勢多郡上川淵・下川淵・芳賀・桂萱・南橘、群馬郡東・元総社・総社の各町村と、次いで、昭和35年までに群馬郡清里村と新高尾村の2大字、勢多郡木瀬村の一部、さらに、佐波郡玉村町の一部、勢多郡城南村の一部、そして、昭和42年に城南村と合併し、行政財政基盤、都市機能を充実させてきました。

また、平成16年12月に勢多郡大胡町・宮城村・粕川村と合併し人口が30万人を超える中核市移行を進めています。

(2) 富士見村地域

富士見村地域は、前橋市の北部に隣接し、面積は70.42km²、人口は22,320人で、東西約6km、南北約19kmの細長い形をしています。

赤城山の南西斜面に位置するこの地域は、赤城山（黒桧山）の標高1,828mから南西端の標高140mと、高低差が非常に大きいという特徴があります。

この地域内を主要地方道前橋・赤城線が南北に縦断しており、前橋と赤城山を結ぶ大動脈をなし、生活路線のみならず観光路線としても機能しています。これに交差する国道353号の沿線には、富士見温泉見晴らしの湯ふれあい館や隣接

の農産物直売所があり、前橋市地域の施設とともに一体的な流れを形成し、多くの人が訪れています。

部門別農業産出額（平成18年群馬県生産農業所得統計） 単位：百万円

区分	前橋市	富士見村	合計	備考
耕種 計	11,610	2,110	13,720	県内粗生産額において 前橋市1位、富士見村11位 となっている。 両市村の部門別割合 ○前橋市 耕種37.4%畜産62.6% ○富士見村 耕種27.3%畜産72.7%
内訳	米	2,320	280	
	麦類	1,210	10	
	雑穀豆類	100	10	
	いも類	200	40	
	野菜	6,150	1,660	
	果実	530	20	
	花き	1,070	40	
	工芸農作物	10	0	
	その他	20	50	
畜産 計	19,410	5,620	25,030	
内訳	肉用牛	2,920	370	3,290
	乳用牛	5,460	1,830	7,290
	豚	6,940	2,060	9,000
	鶏	3,850	1,250	5,100
	養蚕	90	10	100
	その他	150	100	250
加工農産物	10	0	10	
総額	31,030	7,730	38,760	

製造品出荷額（平成17年工業統計調査）

区分	前橋市	富士見村	備考
事業所数(所)	617	26	前橋市の出荷額は、両市村の98.6%を占める。
従業者数(人)	21,042	396	食品製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業が占める割合が高い。
製造品出荷額 (百万円)	592,601	8,138	

IV まちづくりの基本方針

1 将来都市像及び基本方針

前橋市と富士見村は、豊かな自然環境、通勤・通学など生活圏を共にしているなど、さまざまな共通点があります。このことから、前橋市が第六次総合計画で掲げた「生命都市いきいき前橋」を将来都市像とし、次の基本方針により新市のまちづくりを進めます。

(1) 新市の速やかな一体性の確立及び新市の均衡ある発展整備

各分野の事業計画の統合・見直し、国の支援策等を活用した施設整備、各種ソフト事業の富士見村への拡大等により、新市の速やかな一体性の確立及び地域の均衡ある発展を図ります。

(2) 地域性を尊重した「まちづくり」の推進

両市村の伝統・文化、地理的な特性、住民の自主的な取組みを尊重し、地域性を活かした「まちづくり」を推進します。

(3) 合併のスケールメリット等を活かした行財政改革の推進

少子高齢社会の進展に伴う福祉や社会保障に対する需要の増大等に対応するため、合併によるスケールメリットを活かした行財政改革を推進します。

2 土地利用

(1) 土地利用の現状

前橋市と富士見村の土地利用の対応には、大きな違いがあります。前橋市における前橋都市計画区域では、計画的かつ効率的に道路、公園、下水道などの都市基盤を整備する「市街化区域」と、自然環境や農地を保全し、市街化を抑制していく「市街化調整区域」を定める、いわゆる「線引き」を行っています。これに対し、富士見村では「線引き」を行っておらず、前橋市と土地利用の規制に異なった部分があります。

このため、合併にあたっては、こうした土地利用規制の違いについて調整を図るとともに、無秩序な開発の防止や自然環境の保全に配慮しつつ、市街地空間と田園空間の調和を図り、加えて地域の実情に応じた土地利用制度を検討する必要があります。

(2) 合併後の土地利用の方向

富士見都市計画区域は、土地利用規制の急激な変化を避けるため、前橋都市計画区域に統合するまでの間は「線引き」を実施せず、現行の「非線引き都市計画区域」を継続します。合併からおおむね10年後に統合し「線引き」を実施することにより、市街地空間と田園空間とが調和した潤いのある都

市環境の形成に努めます。

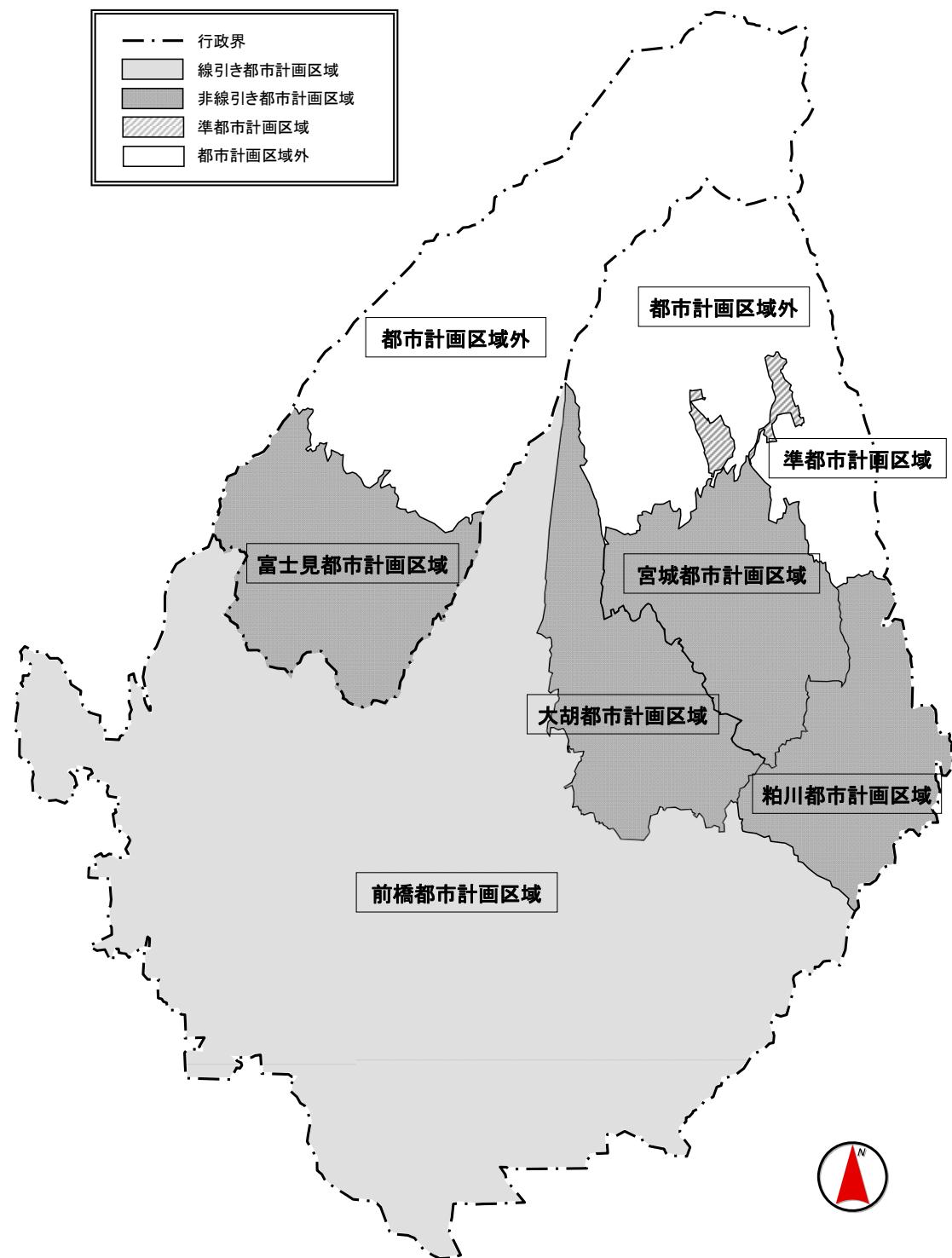
また、現在決定されている富士見都市計画用途地域の区域は、前橋都市計画区域、大胡都市計画区域、宮城都市計画区域及び粕川都市計画区域の統合の時期に合わせて、合併後の前橋市全体として調整を図ります。

都市計画法による土地利用区分（平成19年4月1日現在の都市計画決定状況）

単位：ha

都市計画区域名	前橋	大胡	宮城	粕川	富士見
都市計画区域	14,734	1,976	2,182	1,702	2,137
市街化区域	4,833	-	-	-	-
市街化調整区域	9,901	-	-	-	-
用途地域指定あり	4,833	290	-	-	256
用途地域指定なし	9,901	1,686	2,182	1,702	1,881
準都市計画区域	-	-	142	-	-
上記以外	-	-	3,386		4,905

前橋市と富士見村の都市計画区域の状況



V まちづくり計画・新市の施策

1 都市基盤・安全安心

(1) 道路等

新市の速やかな一体化と市内間の交流を促進するため、円滑な都市交通網の整備を進めます。

前橋・富士見地域間を結ぶ都市内幹線道路では、救急医療や災害時の対応に備え、計画的な整備を推進します。

また、都市間幹線道路等の利便性・連続性の向上を図るため、アクセス道路の整備を併せて推進します。

生活関連道路の整備では、人と環境にやさしい道づくりを基本として、安全で快適な生活を支えるため、地域の要望に即した道路の新設と狭あい道路の拡幅等を進めます。

また、都市間幹線道路等については、国及び県と連携して積極的に整備促進に取り組みます。

[主要事業]

	事 業 名	事 業 内 容
1	都市内幹線道路の整備	旧市町村地域間を一体的に結ぶ都市内幹線道路の整備 (村道小暮・石井線など)
2	生活関連道路の整備	住民生活の向上と安全確保のため、通学路など生活に密着した地域の基幹道路の新設及び歩道設置等の改良 (村道8132号線など)
3	アクセス道路の整備	上武道路等の広域幹線道路及び県道等の都市内幹線道路へのアクセス道路整備の推進 (村道時沢・米野線など)
4	人にやさしい道路・橋りょう・交通施設等の整備	①交通バリアフリーの推進 ②歩行者・自転車利用者の通行環境整備

[国・県事業]

	事 業 名	事 業 内 容
1	都市間幹線道路等の整備	都市間の連携、連絡の強化及び均衡ある発展のため、国及び県に要望する道路整備 (上武道路、前橋渋川バイパス、国道353号、(仮)赤城榛名広域道路及び駒寄スマートI C、(主)前橋赤城線、(主)渋川大胡線、県道津久田停車場前橋線、(主)前橋西久保線など)

(2) 上下水道

住民生活を支える上下水道施設等の整備・維持管理を計画的に進めます。

上水道関係では、安定的に水を供給するため、地下水等の自己水源の保全に努めます。また、良質な水道水を供給するための水質検査体制の強化及び浄配水施設の整備を進めます。さらに、老朽管等の更新事業を引き続き行うとともに、災害時に備え、ライフラインの確保のため配水管の耐震化を図るとともに配水区域間の連絡管を整備し、安定した給水体制づくりを目指します。

下水道関係では、農業集落排水、合併処理浄化槽などの整備手法も検討しながら、未整備地区の整備を行うとともに、点在するし尿・浄化槽汚泥処理施設を統合し、効率的な処理体制づくりを推進します。

また、既存の下水道施設の適正な維持管理等も併せて実施し、衛生的で快適な生活環境の提供に努めます。

[主要事業]

	事 業 名	事 業 内 容
1	水道施設整備事業	①浄配水施設の整備 (配水池の改修など) ②配水管の整備 (管路の耐震化及び経年管の更新) ③石綿管の更新
2	公共下水道の整備	公共下水道の整備 (計画的な下水管渠の整備)
3	農業集落排水施設の整備	農業集落排水施設の整備 (農村地域における汚水処理施設の整備)
4	し尿・浄化槽汚泥処理施設の整備	し尿・浄化槽汚泥処理施設建て替え

(3) 交通

住民の移動手段として、鉄道やバスの公共交通機関などが相互に連携した、誰もが利用しやすい公共交通体系の構築を図ります。

J R 両毛線・上越線、上毛電鉄は、沿線住民をはじめとする多くの利用者にとって、貴重な通勤、通学の手段であることから、県や関係機関等と連携をとりながら活性化を進めます。

バス交通では、国、県、バス事業者等と協調して、バス路線の充実をはじめ、地域の特性や実情に応じたバス交通のあり方を検討し、路線バスの利便性の向上を図ります。

[主要事業]

	事 業 名	事 業 内 容
1	軌道交通の活性化	①J R活性化事業 (駅周辺の整備など) ②上毛電鉄活性化推進事業 (公的支援、各種活性化策の実施など)
2	バス交通網の整備	①バス交通網整備事業 (現行バス路線の見直しなど) ②バス路線維持事業 (委託路線の維持、各種補助など)

(4) 安全安心

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、住民・地域・行政が連携した防災・防犯体制づくりを進めます。

防災対策では、非常用食糧の備蓄、飲料水の確保、防災行政無線のデジタル化、消防施設・車両等の整備・更新、耐震性貯水槽の設置などを行うとともに、耐震改修促進計画に基づく市有施設等の耐震化を進めます。

また、河川・砂防の整備については、県と連携し整備促進に取り組みます。

防犯対策では、地域の安全を確保し、犯罪の発生を抑制するため、防犯活動の実施や自主防犯組織の整備を支援します。

[主要事業]

	事 業 名	事 業 内 容
1	災害対策の強化	①災害備蓄食料及び資機材購入事業 ②新防災行政無線設置事業
2	自主防災・防犯の支援	①自主防災会活動用資機材整備事業 ②安全・安心まちづくり推進事業
3	消防水利・消防車両の充実	①耐震性貯水槽建設事業 ②消防車両等整備管理事業

[県事業]

	事 業 名	事 業 内 容
1	河川・砂防の整備	<p>①安全性の確保及び自然を活かした改修によるゆとりある生活環境を確保するため県に要望する一級河川の整備（藤沢川、竜の口川など）</p> <p>②中山間地等において住民の生命財産を守るため県に要望する一級河川の砂防設備等の整備（細ヶ沢川、粕川、富入沢地区など）</p>

2 環境

(1) 公園・緑化

人と自然が共生する快適環境を創造するため、自然環境を保全しながら、環境と調和した都市づくりを推進します。

緑あふれる都市空間の整備では、地域の特性や自然環境に配慮した公園・緑地などの整備を行うとともに、住民参加による緑化を進めます。

また、赤城山麓に広がる豊かな森林を守るため、森林整備を推進するとともに、様々な主体が実施する環境保全活動を支援し、住民主体で進められる環境保全の活性化を図ります。

[主要事業]

	事 業 名	事 業 内 容
1	公園・緑地の整備	①公園・緑地整備事業 ②水と緑のネットワーク計画推進事業
2	住民参加による緑化の推進	花のあるまちづくり奨励事業
3	森林整備の推進	森林整備推進事業 (病害虫対策や森林保育など)

(2) 生活環境

環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指して、環境基本計画に基づき、住民・事業者・市が連携した総合的な施策を推進します。

良好な生活環境の維持するため、大気や悪臭、騒音、水質などに関する調査を実施し、新たな環境汚染を未然に防止します。

ごみ処理対策では、効率的かつ適正な処理に努め、ごみ埋め立て量の減量化を図ります。

また、限られた資源を有効に活用するため、住民・事業者の協力を得ながら、ごみの減量化とリサイクル活動を推進するとともに、新エネルギーを導入するなど、省資源活動に取り組みます。

[主要事業]

	事 業 名	事 業 内 容
1	住民・事業者によるリサイクル活動への支援	①拠点回収・店頭回収 ②有価物集団回収
2	産業廃棄物の適正処理	産業廃棄物処理の監視・指導 (不法投棄対策など)

3 健康・福祉

(1) 健康

住民が生涯にわたり健やかで希望をもって暮らせるよう、一人ひとりの健康を総合的に守る体制づくりを推進します。

健康づくりでは、健康の維持・増進に向けた各種保健サービスを充実するとともに、保健所を拠点とした保健衛生サービスを提供します。また、「食」からの健康づくりとして、地域の特性を活かした食育を進めます。

医療環境の整備では、いつでも安心して医療を受けられるよう、休日・夜間の診療体制（救急医療体制等）の充実を図ります。

[主要事業]

	事 業 名	事 業 内 容
1	生涯をとおした健康づくり	①健康づくりの推進 (健康相談や健康教室の実施など) ②健康増進への支援 (健康診査や各種がん検診の実施など) ③母子保健事業の充実 (各種診査・相談・訪問など)
2	食育推進事業	①食育推進事業 ②食育情報の提供
3	医療環境の充実	①休日当番医制事業 ②夜間急病診療所運営事業

(2) 子育て

安心して子育てができるよう、子育てに対する不安や負担を軽減し、子どもを生み育てやすい環境を整えます。

子育て環境の整備では、多様化している子育てニーズに対応するため、特別保育の充実や放課後児童クラブの整備・充実を進めるとともに、子育て支援拠点事業の充実を図ります。

また、第三子保育料無料化など、子育て世代への各種支援を推進します。

[主要事業]

	事 業 名	事 業 内 容
1	特別保育事業の推進	①延長保育事業 ②一時保育事業 ③休日保育事業 ④病児・病後児保育事業
2	放課後児童クラブの整備	放課後児童クラブの整備 (放課後児童クラブの設置・拡充)
3	子育て支援拠点事業の充実	①地域子育て支援拠点事業の充実 ②元気保育園子育て応援事業
4	第三子保育料無料化・軽減化	第三子保育料無料化・軽減化

(3) 福祉

今後ますます進行する少子高齢社会、多様化する住民の福祉ニーズに対応し、すべての住民が住み慣れた地域で安心して社会生活を送ることができるよう、各種福祉施策の充実を図ります。

高齢者福祉では、高齢者が生きがいを持って生き生きと健康に暮らせるよう、各種生活支援をはじめ、介護保険事業の円滑な運営、介護予防対策、老人福祉施設の整備などを進めます。

障害者福祉では、障害のある人が、地域で安心した生活を送り、また、主体性・自立性を持って積極的に社会参加できるよう、相談支援や日中活動支援などの障害者福祉サービスを提供します。

[主要事業]

	事 業 名	事 業 内 容
1	老人福祉センターの整備・充実	老人福祉センター機能の充実
2	自立支援給付事業 (障害のある人への福祉サービスの提供)	自立支援給付事業 (障害のある人への福祉サービスの提供)
3	障害者の相談支援	障害者相談支援事業

4 産業

(1) 商工業

活力ある商工業を実現するため、安定した企業運営と新たな技術開発に対する支援を行います。

健全な企業経営実現に向け、経営改革・革新への支援と企業のニーズに応じた金融支援を行います。

新技術・新産業の創出に向け、産学官の連携強化や、新製品、新技術の開発に対する支援を行うとともに、先進産業、研究開発型産業等の誘致を図ります。

にぎわい空間の創出では、活力ある商業地を形成するため、中心市街地や地域に密着した商業地の活性化を進めます。また、中心市街地や地域の特性を活かしたイベントによる交流促進を図り、魅力ある交流空間づくりを進めます。

[主要事業]

	事 業 名	事 業 内 容
1	中小企業への金融支援	各種制度融資 (融資制度による事業活動支援など)
2	企業誘致の促進	企業誘致促進事業 (企業誘致活動の推進、各種助成など)
3	中心市街地の活性化	「中心市街地活性化基本計画」に基づく各種事業の実施

(2) 農業

力強い農業を推進するため、農業生産力の向上と持続的な農業生産活動の展開を図ります。

食の安全・安心などの消費者ニーズや農業構造の変化に対応した将来展望のある農業経営を図るため、意欲的な農業者や地域営農集団の活動を支援するとともに、新規就農者が農業活性化の担い手として能力を発揮できる環境を整備します。

また、農畜産物のブランド産地化を図り、新たな流通販路を確立するとともに、参加型農園の整備などにより、生産者と消費者の交流を促進し、農畜産物の消費拡大に努めます。

農業生産基盤の充実については、生産者団体と連携し、農産物の安定生産・供給、農地の流動化及び農業生産資源の有効活用を促進しながら、各種施設の整備や生産技術の普及に努めます。

[主要事業]

	事 業 名	事 業 内 容
1	主要穀物、園芸及び畜産の振興	①園芸生産振興事業 ②主要穀物生産振興事業 ③畜産振興事業
2	農畜産物のブランド推進	農畜産物流通販路拡大事業 (地場産農産物のP Rなど)
3	認定農業者等担い手の育成・確保	①農業経営基盤強化促進対策事業 ②担い手支援事業
4	農用地利用集積の推進	①農地流動化対策事業 ②農地流動化奨励金交付事業

(3) 観光

地域の特性を活かした観光・物産を振興するため、観光拠点の整備充実や地域の特産品の活用を図ります。

赤城山の魅力ある豊かな自然を最大限に活かしながら、主要地方道前橋・赤城線や国道353号の沿線に位置する観光施設をネットワークで結び、多くの観光客が訪れるよう振興に努めます。

伝統ある祭りや産業観光・体験型観光など、歴史的・文化的資源や地域の魅力を活かした新たな観光の充実を図ります。

[主要事業]

	事 業 名	事 業 内 容
1	観光振興の推進	赤城山を活かした観光振興ビジョンの策定及び観光施設のネットワーク化の推進
2	県立赤城公園の整備	県立赤城公園整備事業 (県と連携した大沼周辺の整備など)

[県事業]

	事 業 名	事 業 内 容
1	登山道、指導標等の整備	関東ふれあいの道及び県立赤城公園内の登山道及び指道標の整備など

5 教育・文化

(1) 社会教育

豊かな人間性を培う社会教育を推進するため、多様な学習ニーズに対応した学習体制の充実や青少年の健全育成を進めます。

生涯学習活動の活性化のため、公民館や図書館（室）の整備、充実を図ります。

子どもたちの自然科学や芸術文化、また、環境に対する理解や関心を高めるため、児童文化センターの再整備を進め、体験を通じて学びと遊びができる総合学習の機会を充実します。

元気づくりのスポーツを振興するため、スポーツ教室の充実や各種体育施設の整備を推進します。

[主要事業]

	事 業 名	事 業 内 容
1	公民館の整備	公民館環境整備改修事業 (富士見公民館など)
2	青少年施設の整備と活用	児童文化センター整備事業
3	スポーツ施設整備	総合グランド改修事業

(2) 学校教育

共に学び合い考える力を育む学校教育を推進するため、教育指導の充実と教育環境の充実を図ります。

児童生徒の基礎的な学力定着のために、少人数指導の実施や小学校高学年で教科担任制を導入するとともに、教育相談や特別に支援が必要な児童生徒への対応を充実させるなど、きめ細やかな指導を図ります。

安全で安心な教育環境をつくるため、幼稚園、小中学校等の施設整備を計画的に進めます。また、安全でおいしい給食を提供するため、共同調理場の改築を実施します。

前橋工科大学をはじめとする高等教育機関では、住民や地域、企業等の交流を進め、大学の持つ知識を地域社会に還元していくための教育・研究内容の充実や魅力あるキャンパスの整備等を進めます。

[主要事業]

	事 業 名	事 業 内 容
1	教育内容の充実	①少人数指導の実施 ②学校支援員等の配置 ③国語等教科支援講師の配置 ④適応指導教室事業
2	学校等教育施設の充実	①校舎等耐震補強事業 (前橋市立小・中、時沢小など) ②校舎大規模改修・増改築事業 (前橋市立小・中、時沢小など) ③体育館建設事業 ④プール改築事業 (前橋市立小・中、富士見中など) ⑤学校敷地・グランド拡張整備事業 (原小など)
3	共同調理場の充実	共同調理場新增改築事業

(3) 文化振興

個性と創造性あふれる文化を振興するため、芸術文化の環境づくりと文化財の保護と活用を進めます。

芸術文化に親しむ機会づくりを進めるため、各種文化芸術事業を開発するとともに、文化施設の整備、充実を図ります。

また、地域の芸能・祭りなどの伝承を支援し、後世に引き継ぎます。

[主要事業]

	事 業 名	事 業 内 容
1	文化の振興	市民芸術活動の振興
2	文化施設の整備・充実	美術館構想の推進
3	地域文化の継承	地域芸能・祭りなどの伝承支援

6 行政

(1) 住民協働

住民の力や地域の力を活かした市政を目指し、住民と行政の連携を一層深め、魅力や特色を活かした個性豊かなまちづくりを推進します。

住民と行政がそれぞれの情報を共有するとともに、地域づくり活動や住民が主体的に行う活動への支援を行います。

住民一人ひとりが尊重される社会を実現するために、人権教育や男女共同参画を推進します。

[主要事業]

	事 業 名	事 業 内 容
1	地域づくり活動の促進	①地域づくり推進事業 ②コミュニティ活動の支援 (集会所等の建設・改修支援など)
2	地域交流拠点の整備	旧富士見村役場周辺の整備 (図書館機能を中心とした交流施設の整備など)
3	人権教育・啓発の推進	①人権啓発事業 (講演会の開催など) ②男女共同参画の推進 (男女共同参画基本計画の推進など)

(2) 行財政運営

経営感覚を持った行財政運営を進めるため、自主財源の確保と効率的・効果的な配分に努め、住民に理解される透明度の高い財政運営を推進します。

また、住民に身近できめ細やかな行政サービスを提供するために、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用するとともに、安全で機能的な庁舎等公共施設の整備充実を図ります。

[主要事業]

	事 業 名	事 業 内 容
1	I C T を活用した業務改革の推進	①各種情報システムの開発、改善 ②統合型G I Sの活用拡大
2	機能的な庁舎・公共施設の整備・管理	公共施設整備・管理事業

VI 公共的施設の統合整備

各種公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などにも十分に配慮し、さらには、財政状況を勘案しながら検討します。

富士見村役場は、支所とします。その組織や取扱い業務は、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、合併後5年を目処に段階的に再編、見直しを行います。

VII 財政計画

歳入

単位：百万円

区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
地方税	53,608	54,759	56,472	56,417	56,971	57,285	57,035	57,592	57,909	57,652	58,223
地方交付税	12,216	11,851	11,290	11,292	11,288	11,287	10,810	10,603	10,376	10,153	9,931
国・県支出金	18,757	19,250	19,250	19,032	19,032	19,034	19,036	19,016	18,999	18,995	18,982
市債	13,313	13,029	12,807	13,530	13,050	12,775	12,892	12,727	12,636	12,635	12,622
その他	28,210	28,109	28,473	28,796	28,824	28,851	28,878	28,898	28,916	28,934	28,954
歳入合計	126,104	126,998	128,292	129,067	129,165	129,232	128,651	128,836	128,836	128,369	128,712

歳出

単位：百万円

区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
人件費	23,997	23,539	23,613	23,637	23,559	23,394	22,786	23,071	22,668	23,030	22,348
扶助費	18,556	18,794	19,030	19,269	19,511	19,756	20,005	20,253	20,505	20,760	21,018
公債費	16,533	16,687	17,848	18,020	18,458	18,498	17,815	17,046	15,856	15,653	15,647
投資的経費	19,400	20,312	19,937	19,956	19,481	19,410	19,854	20,256	21,607	20,706	21,442
その他	47,618	47,666	47,864	48,185	48,156	48,174	48,191	48,210	48,200	48,220	48,257
歳出合計	126,104	126,998	128,292	129,067	129,165	129,232	128,651	128,836	128,836	128,369	128,712

VIII 計画推進のために

本計画の推進にあたっては、「住民参加によるまちづくり」、「成果主義による確認」及び「健全な財政運営」に留意して、効果的・効率的に実施します。

1 住民参加によるまちづくり

住民本位のまちづくりを進めるため、積極的な情報提供を行うとともに、地域審議会や様々な意見聴取・参画等を取り入れ計画を推進します。

2 成果主義による確認

行政評価の手法を活用することで、施策や事業の目的・目標を明らかにし、「計画・実行・評価・見直し（改善）」の持続的循環を確立し、継続的な改善活動に取り組み計画を推進します。

3 健全な財政運営（国等の支援措置の有効活用）

財政運営においては、国等の合併支援策を有効に活用するなど、財源の確保に努めるとともに、合併による合理化を図りながら、新市の財政規模に応じた健全な財政運営により計画を推進します。